

日本計算数理工学会会則

制定：平成 15 年 (2003 年) 6 月 20 日

改正：平成 19 年 (2007 年) 3 月 23 日

改正：平成 20 年 (2008 年) 3 月 18 日

改正：平成 21 年 (2009 年) 3 月 27 日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、日本計算数理工学会 (Japan Society for Computational Methods in Engineering; 略称を JASCOME) という。

(目的)

第 2 条 本会は、計算力学や計算工学の分野において活動する研究者及びエンジニアをメンバーとした任意研究団体として積極的な学会活動を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行なう。

1. 計算数理工学フォーラムの開催
2. シンポジウムの開催
3. プロシーディングス、書籍の発刊
4. 国際会議の国内開催ならびに外国における開催への協力
5. 内外の関連学術団体との連絡及び協力
6. その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第 4 条 本会の事務局は、会員の入退会、会費請求等の業務は事務局で取り扱う。ただし、本会の運営に関わる事務は理事会で処理する。

第 2 章 会 員

(会員の種別)

第 5 条 本会は、正会員、特別会員で構成される。

2 正会員は企業、大学等に所属する関係者とする。学生は大学等に所属する関係者に含む。

3 特別会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助する団体とする。特別会員には、学会行事に関係者4名まで会員資格での参加を認めるものとする。

(入会)

第6条 本会に入会しようとするものは、所定の手続きを経て、第7条に定める1年分の会費を納入しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、細則に定める会費を納めなければならない。

2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を本会宛に提出しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の理由があるときはその資格を喪失する。

1. 退会
2. 死亡、失踪宣告
3. 会費を滞納し、かつ催告に応じないとき

第3章 役員

(役員)

第10条 本会の目的を達成するため、次の役員を置く。

- 会長 1名
- 庶務理事 1名
- 会計理事 1名
- 理事 35名以内
- 評議員 35名以内
- 監事 2名以内

(役員を選任)

第11条 会長、理事は、総会において正会員の中から選任する。

2 庶務理事、会計理事は、会長が理事の中から指名し、理事会及び総会の承認を得た者とする。

3 評議員は会長が正会員の中から指名し、理事会及び総会の承認を得た者とする。

4 監事は会長が指名し、理事会及び総会の承認を得た者とする。

(役員任期)

第12条 会長、庶務理事、会計理事、理事、評議員の任期は、それぞれ2年とし、選任された年の総会終了時から始まり、任期満了の年の総会終了時までとする。再任を妨げない。

2 監事の任期は2年とし、専任された年の総会終了時から始まり、任期満了の年の総会終了時までとする。2期連続就任は認めない。なお、その任期中に監事を辞任した場合は、所定の手続きを経て速やかに後任を補充するものとし、その際の任期は、前任者の残留期間とする。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、理事会の業務を総理する。

2 庶務理事、会計理事は、会長を補佐し常務を処理する。

3 理事は、理事会にて本会の活動方針等を審議・決定する。

4 評議員は、本会の事業の実施において積極的な協力を行う。

5 監事は、会計を監査する。

第4章 総会

(招集の時期)

第14条 総会は、毎年1回、会計年度終了時の計算数理工学フォーラム開催日に開く。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の定足数)

第16条 総会は、理事現在数の3分の1以上の正会員が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、委任状をもって出席者とみなす。

(議決定足数)

第 17 条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 5 章 会 計

(経費)

第 18 条 本会の経費は、会費、寄付及びその他の収入をもってこれに当てる。

(収支予算)

第 19 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に代表が編成し、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

(収支決算)

第 20 条 本会の収支決算は、毎事業年度終了時に会長が作成し、監事の意見をつけ、理事会及び総会の承認を得なければならない。

2 本会の収支決算に収支差額があるときは、理事会及び総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 6 章 会則の変更

第 22 条 本会則の変更は、理事会の議を経て総会の承認を得るものとする。

附則：

1. 本会の事務局を京都市左京区吉田本町 京都大学情報学研究科複雑系科学専攻 計算力学分野に置く。
2. 本会則は、平成 21 年(2009 年)4 月 1 日より施行する。

日本計算数理工学会細則

制定：平成 20 年 (2008 年) 3 月 18 日

改正：平成 21 年 (2009 年) 3 月 27 日

改正：平成 24 年 (2012 年) 3 月 30 日

第 1 条 (会費) 会員は、次の会費を納めなければならない。

正会員 年会費 10,000 円 ただし学生は 2,000 円

特別会員 年会費 30,000 円

第 2 条 (論文集編集委員会) 理事会に論文集編集委員会を置く。

2 論文集編集委員会は計算数理工学論文集の編集を行う。

3 会長は論文集編集委員会委員を指名する。

4 論文集編集委員会に論文集編集幹事会を置く。会長は編集幹事若干名を指名する。編集幹事は計算数理工学論文集編集の実務を行う。

附則：

1.本細則は、平成 21 年(2009 年)4 月 1 日より施行する。